

第51回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和9年度に開催する「第51回全国高等学校総合文化祭（大会愛称：2027いしかわ総文）」における国際交流事業に向けて、令和8年度に大韓民国訪日団を招へいし、石川県内で実施する国際交流事業及び秋田県で開催される第50回全国高等学校総合文化祭における国際交流事業を実施する。ついては、本事業を円滑に実施するため、委託事業者を選定する公募型プロポーザル方式に関し、必要な事項を定めるものである。

1 公募に付する事項

- (1) 業務名称
第51回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務
- (2) 契約期間
契約締結日～令和8年9月30日
- (3) 委託料
8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (4) 業務内容
別紙1「第51回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務委託仕様書」のとおり

2 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和8年2月9日（月） |
| (2) 応募意思表明書提出期限 | 令和8年2月16日（月） |
| (3) 質問票提出期限 | 令和8年2月16日（月） |
| (4) 上記質問に対する回答 | 令和8年2月18日（水） |
| (5) 応募資格の確認結果の通知 | 令和8年2月18日（水） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和8年2月26日（木） |
| (7) 企画提案書の審査（書面） | 令和8年3月上旬 |
| (8) 契約締結 | 令和8年5月上旬 |

3 プロポーザル参加資格

- (1) 単独企業による参加
 - ① 旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2第1号の第1種旅行業務を行う業者（共同企業体の構成員にあつては、第2種旅行者も可とする。）のうち、石川県内に本店、支店又は営業所を有している者。
 - ② 過去10年以内に2回以上石川県内中高生の海外研修の手配業務を受託した実績を有していること。
 - ③ 本企画提案に係る企画提案書提出日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示

第581号)に基づき、令和7年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 石川県から競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす）。
- ⑦ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

(2) 共同企業体による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ① 構成員のいずれかが上記（1）の①から③の条件を満たすこと
- ② すべての構成員が上記（1）の④から⑧の全ての条件を満たすこと
- ③ 各構成員が、本プロポーザルに関して、単独での参加又は他の共同企業体の構成員となっていないこと

4 応募意思表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり応募意思表明書を提出し、応募資格の確認を受けるものとする。

(1) 提出期限

令和8年2月16日（月）17時必着

(2) 提出方法

応募意思表明書（様式1）を持参、郵送（期限内必着）又は電子メール（PDF形式

に限る。)により提出すること。

(3) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

第51回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会事務局

(石川県教育委員会事務局学校指導課全国高等学校総合文化祭開催準備室内)

メールアドレス：soubun_ishikawa@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 応募資格の確認結果

応募意思表明書を提出した者全員に対し、令和8年2月18日(水)までに応募資格の確認結果を電子メールで通知する。

なお、応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができる。

(5) 留意事項

- ① 応募意志表明書提出後の訂正及び変更は認めない。
- ② 提出期限までに応募意志表明書を提出しない者又応募資格が認められなかった者は、本プロポーザルに参加できない。
- ③ 応募資格の確認結果については異議の申し立てをすることができない。ただし、前記(4)の通知を受けた者のうち、参加資格が認められなかった者については、その判断理由を付すものとする。
- ④ 応募意志表明書に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。
- ⑤ 応募資格の確認後に応募資格の要件に該当しなくなった場合は、応募資格を失うものとする。
- ⑥ 応募意志表明書を提出した後に辞退する場合は「辞退届(様式任意)」を提出すること(提出先は上記4(3)と同じ。)

5 質問の受付及び回答

応募意志表明書を提出した者で、この公募について質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月16日(月)17時必着

(2) 提出方法

質問書(様式2)を電子メールにより提出すること(口頭による質問は受け付けない。)

(3) 提出先

上記4(3)に同じ。

(4) 質問の回答

令和8年2月18日(水)までに応募資格要件に適合する者全員に電子メールにて回答します。

6 説明会

本業務についての説明会は、開催しません。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年2月26日(木)17時必着

(2) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

(3) 作成方法

- ① 原則として、A4、横書き、左綴じとする。ただし、必要に応じてA3の折込みも可とする。
- ② 企画提案書の1ページ目(表紙)には「第51回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務委託 企画提案書」と記載し、副本7部については、団体名及び代表者の職氏名のほか、商号、商標、その他応募者を判別できる文字、記号等を記載しないでください。
また、2ページ目は目次とし、3ページ目以降に本文を配置し、本文にはページ番号を付すこと。
- ③ 次の内容を記載すること。

項目	記載内容
実施体制	ア 委託業務全体(仕様書「4 業務内容」)の実施体制 イ 業務実施スタッフ体制図(スタッフごとに氏名、役職名、担当する業務内容及び業務実績などを記載すること) ※提案書提出時に決定していない場合は、想定する者を記入 ウ 事業所一覧
国際交流事業に係る提案	ア 旅程(出発及び到着時間、移動手段等を具体的に記載すること) イ 航空券(具体的なフライト情報を記載すること) ウ 宿泊施設(特に当該施設内での歓迎レセプション開催可否、開催できない場合は、周辺施設の候補地を具体的に提案すること) エ 食事(手配が必要なものについて、具体的な食事例を提案すること) オ 国内移動(バス等の正座席定員数等を具体的に記載すること) カ 各種保険(具体的な保険のプランを記載すること) キ その他、独自提案がある場合は、記載すること。
業務工程表	契約期間中の業務工程表を具体的に記載すること
見積書	仕様書「4 業務内容」の項目ごとに数量、単位、単価を明示し、費目の内訳及び積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること

(4) 提出方法

持参又は郵送(期限内必着)により提出すること。

(5) 提出先

上記4(3)に同じ。

(6) 留意事項

- ① 提出できる企画提案書は1案とする。
- ② 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ③ 企画提案書の提出後の訂正及び変更は認めない。
- ④ 企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

8 企画提案書の審査

(1) 審査方法

審査は、第51回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書に基づき書面審査により実施する。最も優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。

(2) 日時

令和8年3月上旬（書面審査）

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

実施しない。

9 選定方法

(1) 別紙2「第51回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員会において審査を行うものとし、各審査委員の評価点を集計した合計点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。

(2) 合計点が満点の5割を満たす企画提案がない場合には、受託候補者を選定しないことがある。

(3) 審査は非公開で行う。

(4) 失格

次のいずれかに概要した場合は、失格となることがある。

- ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ③ 実施要領に適合しない書類を作成すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10 審査結果の通知

審査結果については、上記8による審査を受けた応募者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

11 委託契約の締結

(1) 契約の相手方

上記9により選定された受託候補者と随意契約を締結する。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書に記載された事項は、本業務契約時の仕様書の一部として取り扱う。契約の締結にあたっては、審査委員会における意見を踏まえ、受託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合がある。その場合は、1(3)の範囲以内で契約額を協議により別途決定する。

(3) 契約の不成立等

上記9により選定された受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

(4) 契約保証金

本業務の受託者は、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号、以下「規則」という。）第134条の規定により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する必要がある。ただし、規則第136条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) 契約書案

委託契約に係る委託料の取り扱い、及び成果物に関する知的財産権の取り扱い等は、別紙3「第51回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務委託契約書(案)」のとおりとし、当該契約書(案)に記載した条項（当該保証金を減免する場合の当該減免に関する条項の変更その他軽微な字句の変更を除く。）の変更には原則として応じない。

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を実行委員会に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (5) 本プロポーザルへの応募者及び受託候補者の企業名等を公表する場合がある。
- (6) 募集及び契約については、実行委員会の都合により中止することがある。
- (7) 本件の企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。